



2016年8月12日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

Chicago Bridge & Iron 社からの WEC に対する訴訟について

2016年7月26日付で「ウェスチングハウス社のCB&Iストーン&ウェブスター社買収完了プロセスに関するCB&I社からの訴訟提起について」として当社ホームページを通じてお知らせしましたとおり、当社のグループ会社であるウェスチングハウス社（以下、WEC）が買収したCB&Iストーン&ウェブスター社（以下、S&W）に係る買収完了後の価格調整手続に関して、S&Wの売却元であるChicago Bridge & Iron社（以下、CB&I）からWECに対して訴訟が提起されている件について、現時点の状況を下記のとおりお知らせします。

記

WECはCB&Iとの間で、S&Wの株式100%を取得する株式購入契約を2015年10月27日付で締結し、2015年12月31日に買収を完了しました。この株式購入契約では、買収完了後に、契約で合意した想定運転資本額(1,174百万米ドル)と実際の運転資本額との差異に応じて買収価格を調整する手続（以下、価格調整手続）が規定されています。

WECは、価格調整手続に従い、実際の運転資本額を精査の上CB&Iに運転資本額の修正を提示しました。契約上、運転資本額等価格調整手続に関する見解（以下、本見解）の相違については第三者会計士により判断されることになっていますが、今回CB&Iは、WECの主張する運転資本額の修正は、価格調整手続において認められた調整ではないとして、WECが第三者会計士へ判断を委ねることの差し止めを求めて訴訟を提起しました。

WECは本見解の相違に関する判断は契約に従って第三者会計士にて行われるべきと考えており、訴訟において、契約上合意された手続の遵守を主張してまいります。

本訴訟の内容は、当該第三者会計士に判断を委ねることの差し止めを求めるものであるため、本訴訟提起による当社業績への影響はありません。

[ご参考]

(1) 価格調整手続について

株式購入契約上、CB&I は、運転資本額として 1,174 百万米ドル相当額を S&W に計上した状態で WEC に対して株式を譲渡する義務を負っていますが、買収完了後に S&W の運転資本額を精査した結果、運転資本額が 1,174 百万米ドルを下回った場合には、契約上、その差額を CB&I が WEC に対して支払い、上回った場合には、WEC が CB&I に対して支払うこととなります。いずれの場合も、本見解に相違があった場合に判断を行う第三者会計士が公正妥当に算出した運転資本額との差額は、第三者会計士の当該評価の結果、今回の買収によって取得した事業のバランスシート上の資産/負債に適切に計上されるため、のれん計上を含め本価格調整手続による当社業績への影響はありません。

(2) S&W ののれんの金額及びその資産価値について

上記価格調整手続とは別に、S&W ののれんのコストやその資産価値については、2016 年 1 月 5 日付「米国 CB&I ストーン・アンド・ウェブスター社の買収完了について」で公表しましたとおり、現在依拠している米国会計基準に従った適正な手続を経て、2016 年 12 月末までに最終的に確定する予定です。現時点では、WEC グループ及び当社連結ベースで約 87 百万米ドル相当ののれんの計上を想定しています。この金額は初期的な見積もりによるものであり、外部監査人の評価を得たものではありませんので、変更の可能性がります。

以 上